

危険物に関する法令の適用



規制対象

★★ check ■■■■■

危険物は取り扱いを誤ってしまうと大事故につながってしまいます。

そのため、法令において、①人、②物、③場所等についてルールを定め、事故が起こらないように様々な規制を行っています。

また事故が起こってしまった場合に、被害を最小限に抑えるためのルールについても定められています。

① 人に関する規制

危険物取扱者制度等において、危険物が適切に取り扱われるようにその権限・範囲を定めています。

② 物に関する規制

危険物の貯蔵・取扱いや運搬・移送の基準を定めるほか、事故の拡大を防ぐための消火設備・警報設備等の基準について定めています。

③ 場所に関する規制

製造所等（製造所・貯蔵所・取扱所）の位置・構造・設備のほか、技術基準について定めています。

その他の規制（行政命令等）

以上のルールが守られていないような場合に市町村長等（市町村長、都道府県知事又は総務大臣）は、製造所等の所有者等（所有者、管理者又は占有者）に対して、ルールを守らせるため、様々な命令をすることができます。

コラム 勉強とお酒について

お酒の好きな人にとって、お酒は勉強の大敵。家に帰って、すぐに一杯、風呂から出て一杯という習慣のある方は家で勉強することは至難の業です。

そんな方のためにひとつアドバイスを！

「試験に合格するまで、お酒は飲まない」なんてことは、できっこありませんからはじめからやめてください。そのかわり、家ですぐにお酒を飲むのはやめて、今日はここまで勉強したら、ご褒美としてお酒を飲んでOK、というルールを作って、実行してください。これなら、勉強もはかどり、かつ、お酒も飲めて一挙両得です。是非、お勧めいたします。



notes

notes